

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日に
保険証を更新します

現在お使いの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は7月31日となっております。新しい保険証は、7月中旬に「簡易書留郵便」でお届けしますので、8月1日からご使用ください。

▽配達時に不在の場合
「郵便物預かりのお知らせ」が投函されますので、「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると市役所に返送されます。

「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると市役所に返送されます。

受け取りは市役所までご連絡ください。

「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると市役所に返送されます。

受け取りは市役所までご連絡ください。

達を希望、または郵便局で直接お受け取りください。

▽郵便局の保管期限が過ぎた場合

「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると市役所に返送されます。

受け取りは市役所までご連絡ください。

「お知らせ」に記載のある郵便局の保管期限が過ぎると市役所に返送されます。

受け取りは市役所までご連絡ください。



うすい緑色に変わります

問合せ先
市民課
☎35-3495

◆後期高齢者医療

平成24年度保険料額が決定しました

平成23年中の所得が確定し、平成24年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします。保険料額やお支払いの方法が記載されていますのでご確認ください（6月以降に後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へは、8月以降にお届けします）。

－ 保険料の決まり方 －

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人ごとに計算されます（所得の状況に応じて軽減措置があります）。

保険料の料率は、2年ごとに見直しが行われており、今後の安定した後期高齢者医療財政運営を図るため、今回（平成24・25年度）保険料率が改定されました。

－ 保険料は相互扶助の大切な財源です －

保険料額決定通知書に納付書が同封されていた方は、納期限までに保険料を必ずお支払いください。

また、年金天引きによって保険料を納めている方は、支払い方法を口座振替に切り替えることが可能です。口座振替への変更を希望される方は、市民課にお問い合わせください。

災害などの特別な事情により保険料のお支払いが困難なときは、お早めに市民課へご相談ください。

問合せ | 市民課 ☎35-3495

市民課窓口業務の一部休止と 証明書等自動交付機の休止について

住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修のため、下記の期間において、市民課窓口延長業務の一部休止及び証明書等自動交付機の休止を行います。

市民課窓口延長業務の一部休止

■ 一部休止する期間

7月6日(金) 午後5時15分～午後7時
7月7日(土) ～8日(日) 午前9時～正午

■ 取扱いてできる業務

戸籍に関する届の受付および戸籍証明書の発行

証明書等自動交付機の休止

■ 休止する期間

7月9日(月)～19日(木)の終日

※各支所地域振興課では、夜間証明書交付サービスを実施していますのでご利用ください。

<http://www.city.takayama.lg.jp/soumu/yakanuketuke.html>

外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします

7月9日(月)から外国人登録法が廃止され、外国人住民にも日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

法律改正による変更点

▽日本人と外国人とで構成される世帯全員が記載された証明書（住民票の写しなど）が発行可能となり、外国人住民の方も自動交付機で住民票が取得できるようになります（事前に手続きが必要）。

▽外国人登録証明書に代わり、「特別永住者証明書」または「在留カード」が交付されます。

現在お持ちの外国人登録証

明書は、7月9日から「特別永住者証明書」もしくは「在留カード」とみなされるため、次回の更新時または平成27年7月8日までのいずれか早い日まで、そのまま利用いただけます。

▽在留資格や在留期間の変更は、地方入国管理局のみの届出となります。

▽転出（海外への転出も含む）の際には、日本人と同様に、あらかじめ市役所への届出が必要となります。

問合せ
市民課
☎35-3612